

# 防 災 計 画

## (目的)

第1条 この計画は、社会福祉法人わかば福祉会川口西保育所が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全および被害の軽減を図ることを目的とする。

## (組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下、地震防災隊）は次のとおりとし、その編成および任務を別紙1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長および副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班および避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

## (隊長等の権限および業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合など南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震および津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨および必要な措置について周知すること。
- (3) 避難誘導班に園児等の避難誘導にあたらせること。
- (4) 園児を園庭に集合させ避難させること。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止または軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときまたは不在の時は、その職務を代理する。

## (職員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき、または地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに隊長および情報収集連絡班にその旨を報告するものとする。

## (情報収集連絡班の業務)

第5条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、直ちに地震および津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

- (2) 隊長の指示に基づき、地震および津波に関する情報および隊長の命令の内容等、防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、園児およびその他の職員に伝えること。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に追い応じた保護者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生または隊長の指示に基づき、速やかに別図1の位置につき、建物内の避難路の確保および安全の確認、当該施設の避難場所までの経路を示した地図の提出等、必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、園児等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- (4) 園児等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(応急的保安措置)

第7条 津波到達までに時間的余裕がある場合には、二次災害の発生を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) あらかじめ定めた手順に基づき、調理設備の安全な停止、漏えい等の被害を最小限にする等の措置を講ずること。
- (2) 津波浸水による遊具の施設外への流出防止対策を講ずること。
- (3) 一および二の応急的保安措置完了後は、直ちにその旨を隊長に報告するとともに、あらかじめ定めた避難開始基準に基づき、速やかに避難を開始すること。

(その他不測の事態)

第8条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この防災計画どおりに活動することが困難または適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに副隊長以下職員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの防災計画どおりに活動することが困難または適当でないと判断したときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第9条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公

共同体および関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前号を統合した総合防災訓練

(教育)

第10条 隊長が職員等に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- (2) 地震および津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第11条 隊長が職員等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震が発生した場合に出火防止、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運航の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難地および避難路に関する知識

付 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。